

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、同居親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p><u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p><u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。